(手数科)	改正案	
(手数料の領及び納寸方法)	現 行	

第十条 規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきそ 三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者は、 手数料の額を控除した額とする。 該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた 人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当 の旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加 三十六条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の るところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、法第 審査会に対し調停若しくは仲裁 の申請をする者又は法第二十 別表に定め

2 額は、 の価額は、 る。この場合において、価額を算定することができないときは、そ 前項の場合において、別表中欄の調停又は仲裁を求める事項の価 申請又は参加の申立てにより主張する利益によつて算定す 五百万円とする。

(削る)

納めなければならない。 参加の申立てについて納められた手数料の額の差額に相当する額を は、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と増加前の申請又は 令第六条の規定により調停を求める事項の価額を増加するとき

第十条 該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当 三十六条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項のるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、法第 三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者は、 手数料の額を控除した額とする。 の旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加 規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきそ 審査会に対し調停若しくは仲裁の申請をする者又は 別表に定め 法第二十

2 額は、 の価額は、 る。この場合において、価額を算定することができないときは、そ 前項の場合において、別表中欄の調停又は仲裁を求める事項の価 申請又は参加の申立てにより主張する利益によつて算定す 五百万円とする。

手数料は、 広島県収入証紙をもつて納付しなければならない。

4 参加の申立てについて納められた手数料の額の差額に相当する額を めなければならない。 令第六条の規定により調停を求める事項の価額を増加するとき 増加後の価額につき納付すべき手数料の額と増加前の申請又は